

発 案 書

県議第三号

社会全体でケアラーを支援する仕組みの構築を求める意見書について

社会全体でケアラーを支援する仕組みの構築を求める意見書を次のように発案する。

令和七年三月十九日

提出者 岐阜県議会議員 布 俣 正 也

所 竜 也

平 岩 正 光

松 岡 正 人

長 屋 光 征

伊 藤 英 生

澄 川 寿 之

中 川 裕 子

今 井 瑠 々

岐阜県議会議長 水 野 正 敏 様

社会全体でケアラーを支援する仕組みの構築を求める意見書

家族等の身近な人に対し、介護、看護その他日常生活上の世話を無償で行うケアラーは、ケアを受ける人たちを支える上で重要な役割を果たしている。

しかし近年、過重な介護等の負担により学習に支障を来すヤングケアラー、高齢者が高齢者を介護する老老介護、高齢の親が中高年の子の生活を支える八〇五〇問題など、ケアに伴う過度な精神的、身体的及び経済的負担により、ケアラーが日常生活に困難を抱え、社会から孤立していることが大きな課題となっている。

このため、本県では、昨年三月に岐阜県ケアラー支援条例を制定し、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、ケアラー支援の推進に取り組んでいる。

また、国においても同年六月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記され、ヤングケアラー支援の強化が図られた。

しかしながら、困難を抱えるケアラーはヤングケアラーにとどまるものではなく、また、ケアラーを取り巻く課題は全国共通のものであることから、全ての世代のケアラーを社会全体で支援する仕組みの構築が必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

記

一 積極的な広報・啓発活動の展開により、ケアラーの社会的認知度を高めるとともに、ケアラー自身が相談しやすい環境を整えること。

二 国、地方公共団体、事業者、関係機関等が相互連携を図り、社会全体でケアラーを支援する仕組みを構築すること。

三 ケアラーを支援する施策を実施する地方公共団体に対する財政的支援を行うこと。

四 介護保険法や障害者総合支援法など、ケアラーの存在が想定される法律について、ケアラー支援の視点を取り入れた見直しを検討すること。

令和七年三月十九日

岐阜県議会議長

内閣官房長官	こども政策担当大臣	厚生労働大臣	文部科学大臣	財務大臣	総務大臣	内閣総理大臣	参議院議長	衆議院議長
								
様								